

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2023年4月24日時点
～2023年4月23日		2023年4月24日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>料金表 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>4 第6種契約に係るもの</p> <p>4-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>D タイプ6に係るもの</p> <p>f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>当社は、<a href="#">第6種契約者が合算請求 (同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> を利用している場合であっ</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味			区 分	内 容	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>D タイプ6に係るもの</p> <p>f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>当社は、<a href="#">第6種契約者が合算請求 (同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> を利用している場合であっ</td> </tr> </tbody> </table>	適 用		1	当社は、 <a href="#">第6種契約者が合算請求 (同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> を利用している場合であっ	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">38 モバイルアクセス回線群識別番号</a></td> <td><a href="#">モバイルアクセスに係る第6種契約者が指定する同一名義のモバイルアクセス回線番号から構成されるグループを識別するために当社が付与する番号</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>料金表 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>4 第6種契約に係るもの</p> <p>4-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>D タイプ6に係るもの</p> <p>f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の<a href="#">モバイルアクセス回線群識別番号</a>に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグルー</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	<a href="#">38 モバイルアクセス回線群識別番号</a>	<a href="#">モバイルアクセスに係る第6種契約者が指定する同一名義のモバイルアクセス回線番号から構成されるグループを識別するために当社が付与する番号</a>	区 分	内 容	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>D タイプ6に係るもの</p> <p>f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の<a href="#">モバイルアクセス回線群識別番号</a>に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグルー</td> </tr> </tbody> </table>	適 用		1	当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の <a href="#">モバイルアクセス回線群識別番号</a> に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグルー
用 語	用 語 の 意 味																								
区 分	内 容																								
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>D タイプ6に係るもの</p> <p>f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>当社は、<a href="#">第6種契約者が合算請求 (同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> を利用している場合であっ</td> </tr> </tbody> </table>	適 用		1	当社は、 <a href="#">第6種契約者が合算請求 (同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> を利用している場合であっ																				
適 用																									
1	当社は、 <a href="#">第6種契約者が合算請求 (同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> を利用している場合であっ																								
用 語	用 語 の 意 味																								
<a href="#">38 モバイルアクセス回線群識別番号</a>	<a href="#">モバイルアクセスに係る第6種契約者が指定する同一名義のモバイルアクセス回線番号から構成されるグループを識別するために当社が付与する番号</a>																								
区 分	内 容																								
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>D タイプ6に係るもの</p> <p>f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の<a href="#">モバイルアクセス回線群識別番号</a>に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグルー</td> </tr> </tbody> </table>	適 用		1	当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の <a href="#">モバイルアクセス回線群識別番号</a> に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグルー																				
適 用																									
1	当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の <a href="#">モバイルアクセス回線群識別番号</a> に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグルー																								

～2023年4月23日

2023年4月24日～

て、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一の[合算請求](#)に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。この場合、基本容量シェアグループの設定条件は、次のとおりとします。

- (1)～(3) (略)
- (4) 1の[合算請求](#)に設定することができる基本容量シェアグループの数は、1とします。

- (5) (略)
- 2～16 (略)

E タイプ7に係るもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

- 4 当社は、[第6種契約者が合算請求\(同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通](#)

プをいいます。以下同じとします。)を設定します。この場合、基本容量シェアグループの設定条件は、次のとおりとします。

- (1)～(3) (略)
- (4) 1の[モバイルアクセス回線群識別番号](#)に設定することができる基本容量シェアグループの数は、1とします。

- (5) (略)
- 2～16 (略)

[17 第6種契約者は、あらかじめ次に掲げる条件に同意の上で当社に申出を行うことにより、Webフィルタリング機能を含まないテレワーク・スタートバックコースを利用することができます。](#)

- (1) [モバイルアクセス回線群識別番号が新たに付与されることとなる申込みと同時の場合に限り、その申出を行うことができること。](#)
- (2) [そのモバイルアクセス回線群識別番号に帰属する第6種契約において、Webフィルタリング機能の有無を混在させることはできないこと。](#)
- (3) [その申出後、Webフィルタリング機能を含むテレワーク・スタートバックへの変更はできないこと。](#)

E タイプ7に係るもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

- 4 当社は、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループを設定します。この場合、

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2023年4月24日時点	
～2023年4月23日		2023年4月24日～	
	<p><a href="#">信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)</a> <a href="#">を利用している場合であって、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ (同一の合算請求に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。)</a>を設定します。この場合、基本容量シェアグループの設定条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p><a href="#">(2) (略)</a></p>		<p>基本容量シェアグループの設定条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p><a href="#">(2) 1のモバイルアクセス回線群識別番号に設定することができる基本容量シェアグループの数は、1とします。</a></p> <p><a href="#">(3) (略)</a></p>
<p>(7) モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額の適用</p>	<p>イ 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6 (30MBプラスコースに係るものに限ります。) について、モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額を次のとおり適用します。</p> <p>(イ) (ア)の場合において、<a href="#">第6種契約者が合算請求を利用しているときは、1の合算請求</a>における全ての第6種契約 (30MBプラスコースのものに限ります。) について、1の料金月における通信量及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超えた部分について加算額を適用します。この場合において、当社は、その料金月においてサービスの提供を開始した第6種契約又は解除した第6種契約を、それぞれの合計に含めないこととします。</p>	<p>(7) モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額の適用</p>	<p>イ 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6 (30MBプラスコースに係るものに限ります。) について、モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額を次のとおり適用します。</p> <p>(イ) (ア)の場合において、<a href="#">1のモバイルアクセス回線群識別番号に複数の第6種契約が帰属するときは、1のモバイルアクセス回線群識別番号</a>における全ての第6種契約 (30MBプラスコースのものに限ります。) について、1の料金月における通信量及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超えた部分について加算額を適用します。この場合において、当社は、その料金月においてサービスの提供を開始した第6種契約又は解除した第6種契約を、それぞれの合計に含めないこととします。</p>